

緊急通報システム事業について

長寿福祉課

1. 事業の目的

町内に居住するひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び身体障害者等の、日常生活の緊急事態における不安を解消します。

2. 対象（以下のいずれかに該当する町民）

（1）おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯にある者で、当該世帯の世帯員が病弱等により日常生活を営む上で、常時注意を要する方

※（1）に示す「病弱等」とは、病歴や身体機能に限らず、認知機能の低下なども含めて見守りが必要な状態を指します。

（2）重度心身障害者等のひとり暮らし又は障害者世帯にある者で、日常生活を営む上で、常時注意を必要とする方

（3）世帯員の就労等により、長時間にわたり（1）と同様の状態となる高齢者、又は（2）同様の状態となる重度心身障害者等

※（3）の運用として、週の半分以上仕事等で夜間も家族が家にいないことを判断基準とします。

3. 設置までの流れ

（1）緊急通報システム事業担当課において、緊急通報システム設置に関する相談を受け付け、該当者には設置申請をしていただきます。

（2）担当職員が自宅を訪問し、回線（一般回線・IP 電話かどうか）及び設置場所の確認を行います。

（3）申請者の生活状況等を聞き取りし、設置又は非設置を審査します。設置決定の場合、緊急通報システム業務を受託している ALSOK ガードセンター（以下、ALSOK）に、申請者情報をお伝えします。

（4）設置決定の連絡を受けた ALSOK から申請者へ、機器を設置する日程調整の連絡が入ります。

※設置日には、申請者又はその家族の立会いが必要になります。

※設置は、土日祝日でも可能です。

（5）設置日当日、ALSOK が申請者宅を訪問し、電話ジャック付近に①コントローラーを 1 台置き、トイレのドアに②ライフイズム監視センサーを取り付け、③非常用ペンダントも 1 台貸与します。

4. 仕組み

(1) 利用者が、コントローラー又は非常用ペンダントの「緊急ボタン」を押します。

※「相談ボタン」で健康や医療の相談、通報の必要があるかなどの確認も可能です

(2) 24時間・365日体制で待機している ALSOK が、通報を受信し、コントローラーの通話機能で応答します。利用者の反応がない場合は、ガードマンを派遣し、同時に救急車の出動を要請します。

(3) 利用者に反応があった場合でも、駆けつけが必要と判断されるか、利用者が希望すれば、同様にガードマンの派遣と、救急車の出動要請を行います。

※鍵の預かりサービスにより、施錠時でも窓等を破損することなく通報者宅へ入ることができます。

(4) ALSOK が、申請書の緊急連絡先に指定された親族に報告の電話連絡をし、担当課へ報告書を提出します。

5. 利用者負担額

(1) 設置費は無料で、月 1,000 円の利用料がかかります。但し、減免措置として町民税非課税世帯は月 500 円、生活保護世帯は無料で利用できます。通話料は全額利用者負担となります。

(2) 減免を受けるには、年度ごとに減免申請書の提出が必要です。対象者には 2 月頃を目安に、通知書及び減免申請書を送付します。

▼コントローラー

「緊急ボタン」、「相談ボタン」を押すと、「ガードセンター」又は「コールセンター」からの応答がスピーカーから聞こえ、マイクに向かって話すことができます。



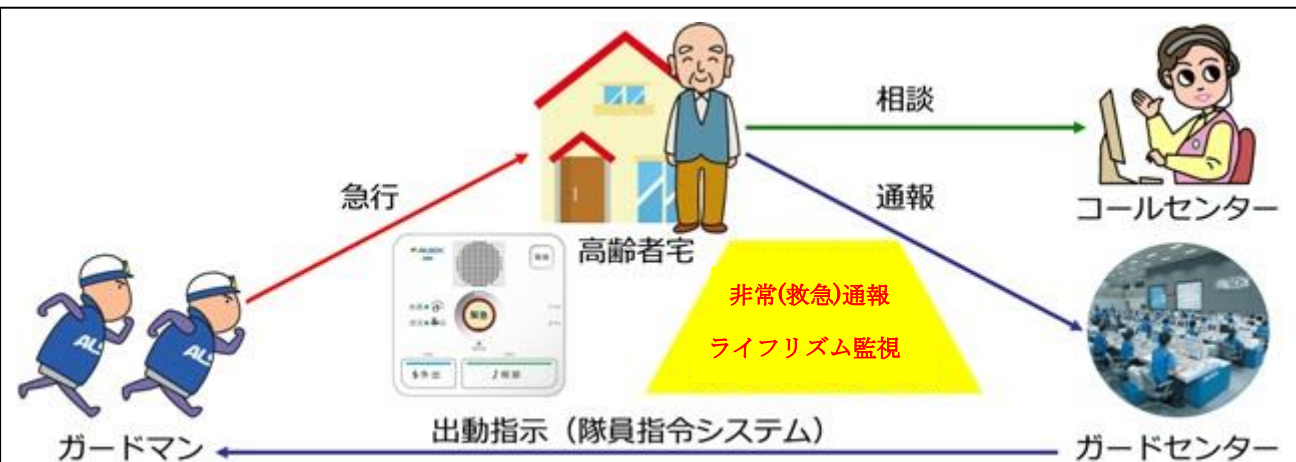
▼非常ペンダント

非常用ペンダントを押すと、緊急通報され、コントローラーから「ガードセンター」からの連絡があります。反応がないとガードマンが駆付けます。



▼ライフリズム監視センサー





※ライフリズム監視とは、センサーをトイレのドアに設置し、在宅中に1日以上、トイレのドアが開閉されなかった場合、自動的に ALSOK に通報されるものです。

※救急車を呼ぶ場合は、登録済みの持病等の情報を救急隊員に伝えます。

※消防署のシステムにも、緊急通報システム設置者宅を登録しており、迅速な出動が可能です。



緊急連絡先へ電話



110 番
119 番
へ
通報